

補助金の適正化に関する指針

平成 21 年 11 月

恵 那 市

目 次

はじめに	1
1 目的	1
2 対象となる補助金	2
3 基本的な考え方	2
(1) 適正化の視点	2
(2) 重点項目	2
4 交付基準	3
(1) 基準項目	3
(2) 補助対象経費	4
(3) 補助率	4
(4) 交付期間	5
5 特に定める補助金の取り扱い	5
(1) 地域振興関係補助金	5
(2) 同一あるいは同種の団体に対する補助金	5
(3) 同一あるいは同種の事業に対する補助金	6
6 補助金の検証と見直し	6
(1) 補助金の検証	6
(2) 補助金の見直し	7
(3) 経過措置	8
7 補助金総額の抑制	8
8 進行管理	8
資料1 地域包括補助金の対象となる補助金一覧	9
資料2 同一あるいは同種の団体に対する補助金一覧	11
資料3 同一あるいは同種の事業に対する補助金一覧	13

はじめに

平成 20 年 12 月 25 日、市長より恵那市行財政改革審議会へ、「補助金の適正化」について審議及び提言をしていただくよう依頼がなされ、恵那市行財政改革審議会での延べ 6 回の会議による審議が重ねられた後、平成 21 年 9 月 25 日に「提言書 補助金の適正化について」により提言をいただいた。

本指針は、提言書で示していただいた補助金の見直しの視点や考え方を反映し、また、審議過程で出されたご意見や市民よりお寄せいただいたパブリックコメントを尊重し策定するものである。

1 目的

本市では、これまで補助金の適正化に向け、平成 16 年の市町村合併における協定項目の調整事項として、また、平成 18 年 3 月に策定された「恵那市行財政改革大綱」及び「恵那市行財政改革行動計画」に基づき、一部の補助金について、削減・廃止、団体の統合等による補助金の一本化に取り組んできたところである。

補助金は、公益上必要がある事業に対し交付されるものであり、市民の福祉の向上や公益活動の活性化に役割を果たしてきた。しかし一方で、長年の継続した交付による既得権化、団体の自主性の希薄化による自立の阻害、交付する側の惰性的感覚による事務処理を引き起こし、真に必要とされる補助であるか懸念される。

加えて、市町村合併により旧市町村から引き継がれている補助金について、地域間のバランスを考えた公平な補助金のあり方が求められている。

さらに、行財政改革大綱に示されている財政規模を縮小し持続可能な財政構造の確立を実現するためには、限られた財源を適正かつ有効に活用する認識を持つと共に、検証と見直しに取り組む不断の努力が必要である。

よって、統一した交付基準と、検証と見直しの取り組みを定め、明確で公益性・公平性が確保された補助金運用がなされるよう、ここに補助金の適正化のための方針を指し示すものとする。

また、本指針により、市民に公共の利益が等しく享受され、公益活動への参加意欲の高まりと活発な展開につなげていくと同時に、将来にわたる健全な財政構造を構築することで「経営」と「協働」の観点に基づく行財政改革に資するものとする。

2 対象となる補助金

本指針では、恵那市補助金等交付規則及びその他の要綱等により交付されている補助金等のうち、市が単独で支出するものを対象とする。

※補助金等…市が市以外の者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金及び助成金をいう。

3 基本的な考え方

(1) 適正化の視点

①公益性の視点

補助金の支出根拠は、地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、対象となる事業に公益上の必要の有無を判断する必要がある。

②公平性・客観性の視点

市民に公共の利益が等しく享受されるには、公平かつ客観的な視点により、事業の目的・役割・効果を検証し交付されなければならない。

③協働のまちづくりによる視点

協働のまちづくりを推進するにあたり、補助金交付は、市民の高度・多様化するニーズに応え、市民の自発的な活動を促すものである。

④財政的視点

厳しい財政状況の中で捻出された財源は、市民の税金が基幹である認識を持ち、財政的視点により交付される補助金は有効かつ効率的に活用されるものである。

(2) 重点項目

①区分による補助率の設定

交付基準を定めるにあたり、上記に掲げる視点が適正に反映され明確で分かりやすい基準となるよう、公益上の必要度による区分と補助率を設定する。

②終期の設定

長年の交付による既得権化を防ぎ、社会情勢の変化に対応するため交付期間に終期を設定し、検証と見直しを実施する。

③検証及び見直しの実施

廃止を含めた見直しの判断基準や方向性を定め、不断の検証と見直しにより、真に必要な補助金が交付されるよう補助金の整理合理化に取り組む。

④総額の抑制

行財政改革大綱に掲げる持続可能な財政構造の確立のため、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、補助金総額の抑制に取り組む。

4 交付基準

(1) 基準項目

次に掲げる①から③の項目をすべて満たすものについて補助金を交付する。

①事業の公益性

(下記に示す基準のいずれかを満たすこと)

- ア 地域の住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるもの
- イ 健康・福祉の増進に著しく貢献するもの、または、教育・文化の推進に著しく貢献するもの。
- ウ 市の施策として推進する事業を団体、住民に対して奨励しようとするもの
- エ 地域の経済・産業の発展につながるもので、事業推進を図るための資金的援助が必要なもの

②事業の有効性

(下記に示す基準のいずれかを満たすこと)

- ア 補助金交付に対して、費用対効果が認められるもの
- イ 事業活動の目的、役割、効果が社会・経済情勢及び市民感覚に合致しているもの

ウ 行政と市民の協働のまちづくりの観点から補助すべきもの

③事業の適格性

(下記に示す基準のすべてを満たすこと)

ア 会計処理が適正で、補助金の使途が明確であるもの

イ 決算における繰越金や剰余金が補助額に対して妥当であるもの

ウ 団体等の自立的運営が認められるもの

(2) 補助対象経費

公益上必要な事業に補助金が交付されるものであり、下記に掲げる経費は公金でまかなうことがふさわしくないため、補助対象経費に含めない。

- ① 交際費・慶弔費・飲食費・懇親会費・積立金の各経費
- ② 市の規定から著しく逸脱した報酬・賃金・報償・旅費の各経費
- ③ 単なる物品等の配付で、事業の効果に結びつかない経費
- ④ その他社会通念上適切でないもの、または、適切な範囲を超えるもの

(3) 補助率

対象事業費に対する補助率は、前述の適正化の視点及び交付基準項目から客観的に判断し、原則として下記の基準により区分する。ただし、政策上要綱等で定められているものはこの限りではない。

基準	補助率	内容
(1)行政を補完している団体等に対するもので、市の施策上必要な事業	10/10 以内	行政を補完する団体などが行うサービスや事業で、本来行政が直接行うべきか、それに相当する公共性や公益性が認められるもの
(2)受益の範囲が不特定多数に及ぶもので、市の施策上必要な事業	1/2 以内	必ずしも行政が行うべきサービスや事業とまでは言えないが、公共性や公益性が高いもので受益が不特定多数に及ぶもの
(3)受益の範囲が特定しているが、市の施策上必要な事業	1/3 以内	必ずしも行政が行うべきサービスや事業とまでは言えないが、公共性や公益性が高いもので受益が特定されているもの

(4) 交付期間

既存・新規の別なく、すべての補助金について終期を設定する。その交付期間は3年以内とし、以後、3年をもって見直しを行うものとする。なお、国・県等の制度による上乗せ補助金については、国・県等の終期に合わせて交付を終了する。

※既存の補助金は、本指針の策定により平成24年度までを交付期間とする。

5 特に定める補助金の取り扱い

(1) 地域振興関係補助金

市町村合併以前から継続する地域振興を目的とした補助金には、受益の範囲が特定され、公平性に課題を残すものがあるものの、地域の伝統や文化の継承、住民福祉の向上に貢献してきた実績を重んじ、下記のとおり地域包括補助金による措置を講ずる。

①地域振興関係補助金の整理統合

- ア 既存の補助金のうち、受益が特定の地域に限定されているものを選定し、地域包括補助金に移行する。
- イ 地域包括補助金は各交付先に対し、枠配分する。

②自主による事業選択制と補助金活用

- ア 交付先は、配分額の範囲内で自主裁量により、地域振興事業に再配分し活用することができる。
- イ 交付先は、あらかじめ通知される配分額により、地域振興事業を選択し、事業計画を決定する。

③地域包括補助金のあり方と方向性

- ア 地域住民の創意工夫を促し、自立的な運営を支援するものである。
- イ 補助金の公益性・公平性の視点により、制度のあり方は検証され、整備されるものである。
- ウ 事務手続きは、恵那市補助金等交付規則に準ずる。

(2) 同一あるいは同種の団体に対する補助金

市町村合併以後、公共的団体の整理統合と補助金の一本化が進められてきたものの、国際交流関係、労働関係、商工関係、観光関係、農業関係の

各分野において、未だ同一あるいは同種の団体に対する補助金が存在している現状にあり、効率性に課題を残すものである。

団体の設立事情や組織体制、調整期間の確保などの要因を考慮し、当分の間は、個別の事業毎に本指針に基づいた補助金交付を行うものとするが、積極的に補助金の一本化に向けた取り組みに努めることとする。

(3) 同一あるいは同種の事業に対する補助金

市町村合併時における現行制度が継承されてきたことにより、目的を同じくする事業であっても、補助率の違いなど交付基準に差があり公平性が確保されていない状況がみられる。

本指針により、統一基準による補助金交付を実現するとともに、地域振興関係補助金は前述の地域包括補助金に移行を進める。

加えて、団体の統合や補助金の一本化に向けて調整に努めることとする。

6 補助金の検証と見直し

(1) 補助金の検証

補助金の適正化のためには、本指針に示す交付基準に沿った検証が常に行われなければならない。よって、担当課等は所管する補助金について恵那市補助金等交付規則を遵守した上で、下記に示す項目を確認することとする。

交付申請時における確認事項

- ① 事業の目的、役割、効果が交付基準に適合しているか
- ② 補助対象事業費は明確になっているか
- ③ 自立的運営が認められる予算となっているか

実績報告時における確認事項

- ① 補助金の使途が明確であり、事業の効果に公益性が認められるか
- ② 会計処理が適正であるか
- ③ 過大な繰越金や剰余金が発生していないか
- ④ 自己財源を確保する努力が認められた上で、不足分を支援する補助となっているか

※補助金を使い切る認識を排除し、不適正な事項がある場合は、補助金

の返還等の処置を講じるよう特に厳守するものとする。

(2) 補助金の見直し

真に必要な補助金の精査のため、すべての補助金について交付期間の3年のうちに見直しを実施し、整理合理化を進める。下記に見直し基準と方向性を示し、取り組みを進める。

①継続すべきもの

- ア 引き続き交付基準に適合し、必要性を維持しているもの
- イ 法令等により、補助金交付が義務付けられているもの
- ウ 国・県・他市町村の制度や協議により、市の負担が決定しているもの

②縮小すべきもの

- ア 繰越金や余剰金が補助金額以内ではあるが多額と認められるもの
- イ 会計処理や使途が不明確であり、改善を要するもの
- ウ 社会情勢や市民ニーズの変化により必要性と事業効果が低下したのもの

③廃止すべきもの

- ア 交付基準に適合しないもの
- イ 繰越金や余剰金が補助金額を超えているもの
- ウ 会計処理や使途が著しく不明確であり、補助金の算出根拠に欠けるもの
- エ 事業の目的を達成したもの
- オ 事業費における補助金額の割合が低く、補助の効果が認められないもの

④改善すべきもの

- ア 補助金としての支出に適さないもので、他の費目での支出が相応しいもの
- イ 類似する補助金との統合が可能で、効率化につながるもの

※上記の基準と方向性が反映された実務手順の整備を順次進めるものとする。

(3) 経過措置

見直しにより縮小あるいは廃止が示された補助金は、住民への影響を考慮し、原則3年以内の段階的实施を認める。但し、即時に実施するものを妨げるものではない。

7 補助金総額の抑制

行財政改革の一環として補助金の適正化を位置づけた本指針が、適正に運用され、真に公益上必要のある事業への有効かつ効率的な補助が行われることは、必然として補助金総額の抑制をもたらすものである。

8 進行管理

本指針は、策定時における補助金の現状、財政状況、恵那市行財政改革大綱、その他社会情勢等に沿って補助金のあり方を定めたものであり、今後の状況・情勢の変化に応じ、本指針自体も状況に応じたものとなるよう随時検証されるべきであり、必要に応じて修正を行っていくこととする。

また、本指針に基づく補助金の適正化の進行状況は、恵那市行財政改革推進本部を中心に、恵那市行財政改革審議会に定期的に報告を行いながら管理されるものである。

資料 1

地域包括補助金の対象となる補助金一覧

〈指針本文〉

(1) 地域振興関係補助金

市町村合併以前から継続する地域振興を目的とした補助金には、受益の範囲が特定され、公平性に課題を残すものがあるものの、地域の伝統や文化の継承、住民福祉の向上に貢献してきた実績を重んじ、下記のとおり地域包括補助金による措置を講ずる。

①地域振興関係補助金の整理統合

- ア 既存の補助金のうち、受益が特定の地域に限定されているものを選定し、地域包括補助金に移行する。
- イ 地域包括補助金は各交付先に対し、枠配分する。

②自主による事業選択制と補助金活用

- ア 交付先は、配分額の範囲内で自主裁量により、地域振興事業に再配分し活用することができる。
- イ 交付先は、あらかじめ通知される配分額により、地域振興事業を選択し、事業計画を決定する。

③地域包括補助金のあり方と方向性

- ア 地域住民の創意工夫を促し、自立的な運営を支援するものである。
- イ 補助金の公益性・公平性の視点により、制度のあり方は検証され、整備されるものである。
- ウ 事務手続きは、恵那市補助金等交付規則に準ずる。

(1) 移行の対象とする補助金一覧

補助金名	該当地域
岩村城再建構想実行委員会補助金	岩村町
岩村地域交流事業補助金	岩村町
おかあさんの畑の会事業補助金	山岡町
山岡町地域女性部環境整備活動事業補助金	山岡町
ふるさとまつり事業補助金（山岡）	山岡町
秋の祭典事業補助金	山岡町
町内美化清掃活動補助金	山岡町
社会体育推進事業補助金	山岡町
ふれあいサロン事業補助金	山岡町
レディースネットワーク事業補助金	山岡町
わんぱく相撲事業補助金	明智町
かえで祭実行委員会補助金	明智町
明智町民レクリエーション交流会補助金	明智町
ささゆりクラブ補助金	串原
くしはらふるさと祭補助金	串原
さくらまつり補助金	串原
くしはら花飾り事業補助金	串原
串原運動会事業補助金	串原
上矢作町ふるさとまつり補助金	上矢作町
福寿まつり補助金	上矢作町
上矢作町民運動会補助金	上矢作町

資料 2

同一あるいは同種の団体に対する補助金一覧

〈指針本文〉

(2) 同一あるいは同種の団体に対する補助金

市町村合併以後、公共的団体の整理統合と補助金の一本化が進められてきたものの、国際交流関係、労働関係、商工関係、観光関係、農業関係の各分野において、未だ同一あるいは同種の団体に対する補助金が存在している現状にあり、効率性に課題を残すものである。

団体の設立事情や組織体制、調整期間の確保などの要因を考慮し、当分の間は、個別の事業毎に本指針に基づいた補助金交付を行うものとするが、積極的に補助金の一本化に向けた取り組みに努めることとする。

(1) 国際交流関係

補助金名	交付先団体等名
国際交流事業補助金	恵那市国際交流協会
モンゴル国友好協会活動助成金	上矢作町モンゴル国友好協会

(2) 労働関係

補助金名	交付先団体等名
恵那労働基準協会恵中支部補助金	恵那労働基準協会恵中支部
恵那地区労働組合協議会補助金	恵那地区労働組合協議会
岐阜県労働者福祉協議会事業補助金	岐阜県労働者福祉協議会恵中支部

(3) 商工関係

補助金名	交付先団体等名
リニアエクスプレス停車駅誘致事業補助金	恵那商工会議所
商工業振興補助金	
優良従業員表彰事業補助金	
新年互例回事業補助金	
調査広報活動事業補助金	
商業まちづくり事業補助金	

匠大学講座補助金	恵那商工会議所
小規模事業改善事業補助金	
空き店舗活用支援事業	恵那市恵南商工会
楽市街道祭り補助金	
恵南商工会事業運営補助金	

(4) 観光関係

補助金名	交付先団体等名
観光振興事業補助金 (PR 活動事業)	恵那市観光協会
観光振興事業補助金 (各支部振興事業)	恵那市観光協会

(5) 農業関係

補助金名	交付先団体等名
えな土地改良区運営補助金	えな土地改良区
美濃東部土地改良区運営補助金	美濃東部土地改良区

資料 3

同一あるいは同種の事業に対する補助金一覧

〈指針本文〉

(3) 同一あるいは同種の事業に対する補助金

市町村合併時における現行制度が継承されてきたことにより、目的を同じくする事業であっても、補助率の違いなど交付基準に差があり公平性が確保されていない状況がみられる。

本指針により、統一基準による補助金交付を実現するとともに、地域振興関係補助金は前述の地域包括補助金に移行を進める。

加えて、団体の統合や補助金の一本化に向けて調整に努めることとする。

(1) 該当補助金一覧

補助金名	事業分類
レディースネットワーク事業補助金	男女協働参画
ささゆりクラブ補助金	
山岡町地域女性部環境整備活動事業補助金	環境美化
町内美化清掃活動補助金	
くしはら花飾り事業補助金	
ふるさとまつり事業補助金（山岡）	地域イベント
秋の祭典事業補助金	
かえで祭実行委員会補助金	
くしはらふるさと祭補助金	
さくらまつり補助金	
上矢作町ふるさとまつり補助金	
福寿まつり補助金	
恵那ふるさと祭事業補助金	
社会体育推進事業補助金	スポーツ（運動会）
明智町民レクリエーション交流会補助金	
串原運動会事業補助金	
上矢作町民運動会補助金	
日本大正村クロスカントリー事業補助金	スポーツ（大会運営）
恵那峡ハーフマラソン大会事業補助金	